

市有施設等貸付事業者募集要項(随時募集)

1 趣旨

この要項は、西予市が所有する市有財産について、民間事業者等の創意工夫やノウハウを活かした有効活用を推進し、地域活性化及び地域課題の解決に資するため、地方自治法その他関係法令に基づき市有財産の貸付け等を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 募集物件の概要

募集物件の概要は、西予市ホームページに掲載する「活用事業者募集物件一覧」に掲載内容（以下「掲載情報」という。）のとおりとする。

3 貸付の条件・方法

(1) 貸付形態

貸付けの形態は、行政財産の貸付け又は普通財産の貸付けとし、詳細は各物件の掲載情報に定めるものとする。

(2) 貸付期間

貸付開始日の属する年度から起算して、3年度目の末日(3月31日)まで

※ なお、貸付期間満了後の更新の可否については、物件ごとの条件及び事業実績等を踏まえ、市が判断する。

(3) 貸付方法

貸付けの範囲及び方法は、各物件の掲載情報に定めるものとする。

(4) 注意事項

- ① 貸付物件は、原則として現状有姿で貸し付けるものとする。
- ② 貸付けの権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。
- ③ 市の承諾を得ずに、貸付物件の用途変更、改修その他現状を変更する行為を行ってはならない。
- ④ 貸付期間満了時又は契約解除時には、市が特に認める場合を除き、借受人の負担により原状回復のうえ返還しなければならない。
- ⑤ 行政財産について、市が公用又は公共用に使用する必要が生じた場合は、契約を変更し、又は解除することがある。

4 貸付料および共益費等

(1) 貸付料

西予市の基準に基づき年額 3,600 円/㎡とする。ただし、営利目的に使用する場合は、年額 5,400 円/㎡とする。

(2) 共益費等

光熱水費その他の維持管理に要する費用は、物件ごとの条件に応じて借受人の負

担とする。

(3) 費用負担

貸付けに伴い必要となる改修工事、設備の設置、通信環境の整備、許認可の取得、原状回復その他一切の費用は、原則として借受人の負担とする。詳細な条件については、契約条件に定めるところによる。

5 参加資格

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 提案した事業を実施する意思と能力のある者(個人・法人問わず)又はそのグループ(共同体)。
- (2) 暴力団及び暴力団員等が関係していると認められる者でないこと。
- (3) 公納金(市税等)の滞納をしていない者。
- (4) その他、市長が貸付を適当でないと認める者でないこと。

6 対象とならない提案(用途制限)

次のいずれかに該当する提案は対象外とする。

- (1) 政治的又は宗教目的での使用と認められる提案
- (2) 有害図書類、危険物、その他公益性に欠けるものの販売、展示をする提案
- (3) 法令又は公序良俗に反する用途その他社会通念上不適切と認められる提案
- (4) 騒音、振動、粉塵、悪臭などが発生し、周辺住民(来庁者等)の生活環境が損なわれる恐れがある提案

7 提案書の受付(受付期間及び受付方法)

- (1) 受付期間 各物件の募集情報を西予市ホームページに掲載した日から随時受け付けるものとする。ただし、当該物件について事業者が決定した場合その他募集を継続する必要がなくなった場合は、募集を終了する。
- (2) 受付時間 平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (3) 提出方法 「8 提出書類」に規定する書類を受付窓口(総務部財政課)に持参または郵送で提出すること。

8 提出書類

次の書類を各 1 部提出すること。

- (1) 利用提案書(様式第 1 号。事業内容、使用面積・レイアウト案に加え、本市における雇用創出や地域活性化、地域課題解決等への寄与に関する計画を記載すること。)
- (2) 国税、都道府県税及び市区町村税に未納がないことの証明書(法人の場合は法人名義のもの)

※ 国税については「納税証明書(その3の3)」等を、都道府県税・市区町村税については各自治体が発行する滞納がない旨の証明書を提出すること。

(3) 会社概要等、その他市長が必要と認める書類

(4) 直近2期分の決算書(法人の場合)または直近2年分の確定申告書の写し(個人の場合)※ただし、設立から2期を経過していない法人等の場合は、提出可能な期間の財務状況がわかる書類(試算表や直近の事業年度の決算書等)を提出すること。

9 審査と決定

(1) 審査方法

受付した提案については、順次、市において提出書類に基づく書面審査を行い、評価基準に基づき総合的に審査のうえ、優先交渉権者を決定する。

(2) 評価基準

審査は以下の基準に照らして総合的に評価する。

- ① 事業の実現可能性および継続性
- ② 雇用創出、地域活性化、地域課題解決への貢献度
- ③ 施設管理面での安全性(周辺環境への配慮等)

(3) 貸付けの決定及び手続

審査により選定された提案者(優先交渉権者)は、市と貸付条件等の確認を行った後、西予市財産規則第18条で準用する同規則第22条第1項の規定に基づき、「公有財産貸付申請書(様式第3号)」を提出するものとする。

市は、当該申請書の提出を受けた後、同条第2項の規定に基づき、必要な手続を経て賃貸借契約を締結するものとする。

10 事務局(問合せ先)

西予市 総務部 財政課 管財係

所在地：西予市宇和町卯之町三丁目434番地1

電話：0894-62-6402(直通)

E-mail：zaisei@city.seiyo.ehime.jp